

豊橋技術科学大学オープンアクセスポリシー

(令和6(2024)年9月11日制定)

(趣旨)

- 1 豊橋技術科学大学(以下「本学」という。)は、基本理念に基づき、本学において生産された研究成果を広く学内外を問わず公開することにより、学術研究のさらなる発展に寄与すること、またその成果を社会に還元すること、地域及び国際社会の持続的発展に貢献することを目的として、豊橋技術科学大学オープンアクセスポリシー(以下「本ポリシー」という。)を以下のように定める。

(研究成果の公開)

- 2 本学は、本学に在籍する教職員(以下「教職員」という。)が、出版社、学協会、学内部局等が発行する学術雑誌等に掲載された研究成果(以下「研究成果」という。)を、豊橋技術科学大学学術機関リポジトリ(以下「機関リポジトリ」という。)、又は、その他当該教職員が選択する方法によって公開する。ただし、研究成果の著作権は、本学には移転しない。

(機関リポジトリへの登録)

- 3 機関リポジトリへの登録により公開する場合、教職員は、できるだけすみやかに機関リポジトリ登録が許諾される著者最終原稿等の適切な版を本学に提供する。機関リポジトリへの登録、公開等機関リポジトリに関する事項は、「豊橋技術科学大学学術機関リポジトリ運用指針」に基づき取り扱う。

(適用の例外)

- 4 機関リポジトリでの公開を行う場合において、著作権等のやむを得ない理由により公開が不適切である場合、本学は当該研究成果を公開しない。

(適用の不遡及)

- 5 本ポリシー制定以前に出版された研究成果や、本ポリシー制定以前に本ポリシーと相反する契約を締結した研究成果には、本ポリシーは適用しない。

(その他)

- 6 本ポリシーに定めるもののほか、オープンアクセスに関し必要な事項は、関係者間で協議して定める。